	121	122	123	124	125	126	127
	未成年後見人（法人）選任の裁判確定による嘱託（親権喪失、親権停止の場合）	未成年後見人（法人）を除く。）選任の裁判確定による嘱託（管理権喪失、行方不明、長期不在等の場合）	未成年後見人（法人）選任の裁判確定による嘱託（管理権喪失、行方不明、長期不在等の場合）	未成年後見人の権限を財産に関する権限に限定するための裁判確定による嘱託	未成年後見人の財産に関する権限単独行使の裁判確定による嘱託	未成年後見人の財産に関する権限分掌行使の定めの裁判確定による嘱託	未成年後見人の権限を財産に関する権限に限定するための取消の裁判確定による嘱託
	右同	右同	右同	右同	右同	右同	右同
	右同	右同	右同	右同	右同	右同	右同
	平成弐拾弐年九月拾八日東京都中央区京橋一丁目一番一号社会福祉法人丙未成年後見人に選任の裁判確定同月弐拾日嘱託㊞	平成弐拾五年九月拾八日親権を行う者がないため（親権を行う者が管理権を有しないため）千葉市中央区千葉港五番地甲原忠太郎同籍孝吉未成年後見人に選任の裁判確定同月弐拾日嘱託㊞	平成弐拾五年九月拾八日親権を行う者がないため（親権を行う者が管理権を有しないため）東京都中央区京橋一丁目一番一号社会福祉法人丙未成年後見人に選任の裁判確定同月弐拾日嘱託㊞	平成弐拾六年九月弐拾五日未成年後見人甲原孝吉の権限を財産に関する権限に限定する定めの裁判確定同月弐拾九日嘱託㊞	平成弐拾六年九月弐拾五日未成年後見人甲原孝吉、同社会福祉法人丙の財産に関する権限単独行使の定めの裁判確定同月弐拾九日嘱託㊞	平成弐拾六年九月弐拾五日未成年後見人甲原孝吉、同社会福祉法人丙の財産に関する権限分掌行使の定めの裁判確定同月弐拾九日嘱託㊞	平成弐拾七年九月参日未成年後見人甲原孝吉の権限を財産に関する権限に限定する定めの取消の裁判確定同月七日嘱託㊞

に

改め、百十六の項を百十七の項とし、百十三の項から百十五の項までを一項ずつ繰り下げ、百十二の項を削り、百十一の項を百十三の項とし、百十の項を百十二の項とし、

	128	129	130	131	132
	未成年後見人の財産に関する権限単独行使の定めの取消による嘱託	未成年後見人の財産に関する権限分掌行使の定めの取消による嘱託	未成年後見人辞任許可の裁判確定による嘱託	未成年後見人解任の裁判確定による嘱託	未成年後見人地位喪失届（死亡の場合）
					本籍地
	右同	右同	右同	右同	右同
	右同	右同	右同	右同	右同
	平成弐拾七年九月参日未成年後見人甲原孝吉、同社会福祉法人丙の財産に関する権限単独行使の定めの取消同月七日嘱託㊞	平成弐拾七年九月参日未成年後見人甲原孝吉、同社会福祉法人丙の財産に関する権限分掌行使の定めの取消の裁判確定同月七日嘱託㊞	平成弐拾四年八月弐拾四日未成年後見人甲原孝吉辞任許可の裁判確定同月弐拾七日嘱託㊞	平成弐拾四年拾壱月九日未成年後見人甲原孝吉解任の裁判確定同月拾四日嘱託㊞	平成弐拾四年拾月七日未成年後見人甲原孝吉死亡未成年後見人乙原高助同月拾五日地位喪失届出㊞

を

	108	109	110	111
	親権（管理権）喪失届	親権（管理権）喪失宣告取消届	親権（管理権）喪失の審判取消届	親権停止の審判取消届
			本籍地	
	右同	右同	右同	右同
	右同	右同	右同	右同
	平成七年四月拾弐日父親権（管理権）喪失宣告の裁判確定同月拾七日親権者母届出㊞	平成八年九月参日父親権（管理権）喪失の宣告取消の裁判確定同月九日同人弟乙原清吉届出㊞	平成弐拾五年九月参日父親権（管理権）喪失の審判取消の裁判確定同月九日同人親族乙原清吉届出㊞	平成弐拾五年九月参日父親権停止の審判取消の裁判確定同月九日同人親族乙原清吉届出㊞

に

	108	109	110	111
	親権（管理権）喪失の審判確定による嘱託	親権停止の審判確定による嘱託	親権（管理権）喪失の審判取消届	親権停止の審判取消届
			本籍地	
	右同	右同	右同	右同
	右同	右同	右同	右同
	平成弐拾四年六月壱日父親権（管理権）喪失の審判確定同月四日嘱託㊞	平成弐拾四年六月壱日父親権停止（停止期間二年間）の審判確定同月四日嘱託㊞	平成弐拾五年九月参日父親権（管理権）喪失の審判取消の裁判確定同月九日同人親族乙原清吉届出㊞	平成弐拾五年九月参日父親権停止の審判取消の裁判確定同月九日同人親族乙原清吉届出㊞

改める。